

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第五号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年七月十三日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：A市長

諮問日：令和7年5月19日

(令和7年度諮問第2号)

答申日：令和8年6月26日

(令和8年度答申第5号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和6年10月2日付けで審査請求人から提起のあった、令和6年8月7日付けでA市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、交付要求通知に関する処分（以下「本件交付要求」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和7年5月8日付け令和6年度審査請求第2号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の「審理関係人の主張の要旨」1に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和7年5月19日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 本件交付要求の適法性について

ア 審査請求人は、令和6年10月7日付け審査請求書（以下「審査請求書」という。）4項に、本件審査請求の理由として、「29年からの延滞金のつかはないはず」と記載している。

審査請求人に対しては、処分庁により、平成29年〇月〇日付けで審査請求人が固定資産税等を滞納したことに基づき審査請求人所有の不動産の差押えが行われている（〇第〇号）（以下「本件差押え」という。）ところ、上記審査請求の理由の記載は、本件差押えに係る差押書別紙未納明細書の記載の延滞金の他は、審査請求人について延滞金は生じていないとの趣旨と認められる。

イ 審査請求人は、A市内において複数の土地、建物を所有しているところ、処分庁は、これらの審査請求人の所得不動産に対する固定資産税として、平成29年度に年税額〇万円（第1期〇円（納期限平成29年5月1日）、第2期〇円（納期限平成29年7月31日）、第3期〇円（納期限平成29年12月25日）、第4期〇円（納期限平成30年2月28日））、平成30年度に年税額〇円（第1期〇円（納期限平成30年5月1日）、第2期〇円（納期限平成30年10月1日）、第3期〇円（納期限平成30年12月25日）、第4期〇円（納期限平成31年2月28日））の課税を行っている（以下「本件各課税」という。）。審査請求人は、本件各課税のうち、平成29年度第1期（〇円）については納付したが、その余の固定資産税について納期限までに納付しなかったため滞納税額（以下「本件滞納税額」という。）を生じさせており、これを令和元年8月20日に完納するまで滞納していた事実が認められる。審査請求人の本件滞納税額の納付経過については、処分庁が提出した令和6年11月12日付け弁明書（以下「弁明書」という。）と同時に証拠として提出された「経過詳細一覧」（以下「納付記録」という。）により確認することができる。

ウ 上記イのとおり、審査請求人は、本件滞納税額について令和元年〇月〇日に完納するまで滞納を生じさせていたため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第369条第1項により延滞金額を加算して納付する義務を負う。

納付記録によれば、審査請求人の本件滞納税額の納付経過は、納付記録のとおりであり、平成29年度2期分について〇円、同3期分について〇円、同4期分について〇円、平成30年度2期分について〇円、同3期分について〇円、同4期分について〇円の延滞金額を加算して納付する義務を審査請求人は負っていると認められる（納付記録に基づく本件滞納税額の納付経過は、弁明書添付の「納付記録（まとめ）」に整理し記載されている。）。

エ 本件交付要求は、上記イ及びウの経過により延滞金額が生じていたことから、法第373条第4項に基づき行われたものである。

オ したがって、本件滞納税額につき延滞金が生じていることを前提として行われた本件交付要求について、何ら違法な点はない。

カ 以上により、本件交付要求を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件交付要求について違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和7年5月19日）

2 第1回審議（令和8年5月26日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和8年6月26日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 固定資産税額（第364条第10項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

第369条 固定資産税の納税者は、第362条の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第373条 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

- 3 固定資産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 第364条第5項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合においては、当該固定資産について第389条第1項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。
- 7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(2) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第82条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成16年法律第75号）第114条第1号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第84条第2項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

- 2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

(3) A市税条例（昭和〇年A市条例第〇号）

第〇条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず同項の規定する期間内において別に納期を定

めることができる。

- (4) 以上の関係法令等の規定を前提に、本件交付要求が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、A市内において複数の土地、建物を所有しているところ、処分庁は、これらの審査請求人の所得不動産に対する固定資産税として、本件各課税を行った。

イ 審査請求人は、本件各課税のうち、平成29年度第1期（〇円）については納付したが、その余の固定資産税について納期限までに納付せず、本件滞納税額が生じた。

ウ 処分庁は、平成29年〇月〇日付けで審査請求人が固定資産税等を滞納したことに基づき、本件差押えを行った。本件差押えによる徴収の対象となる滞納金額には、本件各課税に係る滞納金額は含まれていなかった。

エ 審査請求人は、本件滞納税額のうち、複数回にわたり納付を行い、令和元年〇月〇日までに本税に相当する額を納付した。

オ 処分庁は、本件納税税額にかかる延滞金が〇円生じているとし、同延滞金について、本件差押えによる徴収の対象に含めるため、令和6年8月7日付けで本件交付要求を行った。

カ 審査請求人は、令和6年8月7日付け交付要求通知書の郵送を受け、本件交付要求がなされたことを令和6年8月18日に知った。

キ 審査請求人は、令和6年10月2日付けで、本件交付要求が違法であるとして、本件交付要求の取消しを求めて、本件審査請求を申し立てた。

(2) 判断

ア 本件交付要求の適法性について

- (ア) 審査請求人は、審査請求書4項に、本件審査請求の理由として、「29年からの延滞金のつかはないはず」と記載している。

審査請求人に対しては、処分庁により、平成29年〇月〇日付けで本件差押えが行われているところ、上記審査請求の理由の記載は、本件差押えに係る差押書別紙未納明細書の記載の延滞金の他は、審査請求人について延滞金は生じていないとの趣旨であると認められる。

- (イ) 上記(1)で認定したとおり、審査請求人は、本件各課税について納期限までに納付を行わず本件滞納税額を生じ、これを令和元年〇月〇日に完納するまで滞納していた事実が認められる。

- (ウ) 上記(イ)のとおり、審査請求人は、本件滞納税額について令和元年〇月〇日

に完納するまで滞納を生じさせていたため、法第369条第1項の規定により、本件滞納税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付する義務を負う。

審査請求人の本件滞納税額の納付経過は、納付記録のとおりであり、平成29年度2期分について〇円、同3期分について〇円、同4期分について〇円、平成30年度2期分について〇円、同3期分について〇円、同4期分について〇円の延滞金額を加算して納付する義務を審査請求人は負っていると認められる。

(エ) 本件交付要求は、上記(イ)及び(ウ)の経過により延滞金額が生じていたことから、法第373条第4項の規定に基づき行われたものであると認められる。

(オ) したがって、本件滞納税額につき延滞金が生じていることを前提として行われた本件交付要求について、何ら違法な点はない。

(カ) 以上により、本件交付要求を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 上記のほか、一件記録を見分したところ、本件交付要求が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

ウ したがって、処分庁が行った本件交付要求に違法又は不当な点はなく、本件交付要求は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件交付要求には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委 員（部会長）	酒	井	朋	子
委 員	手	塚	貴	大
委 員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。